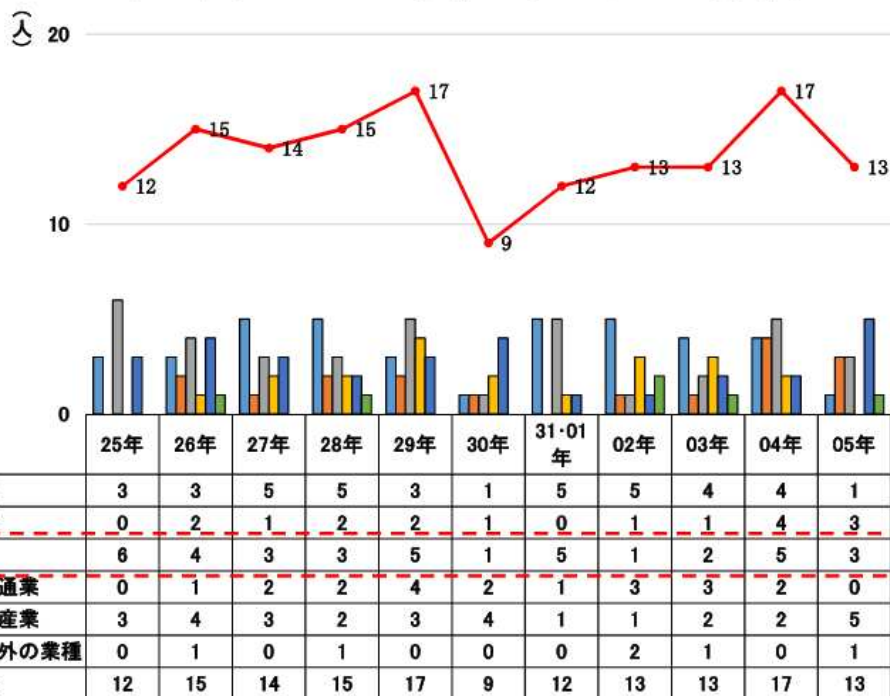


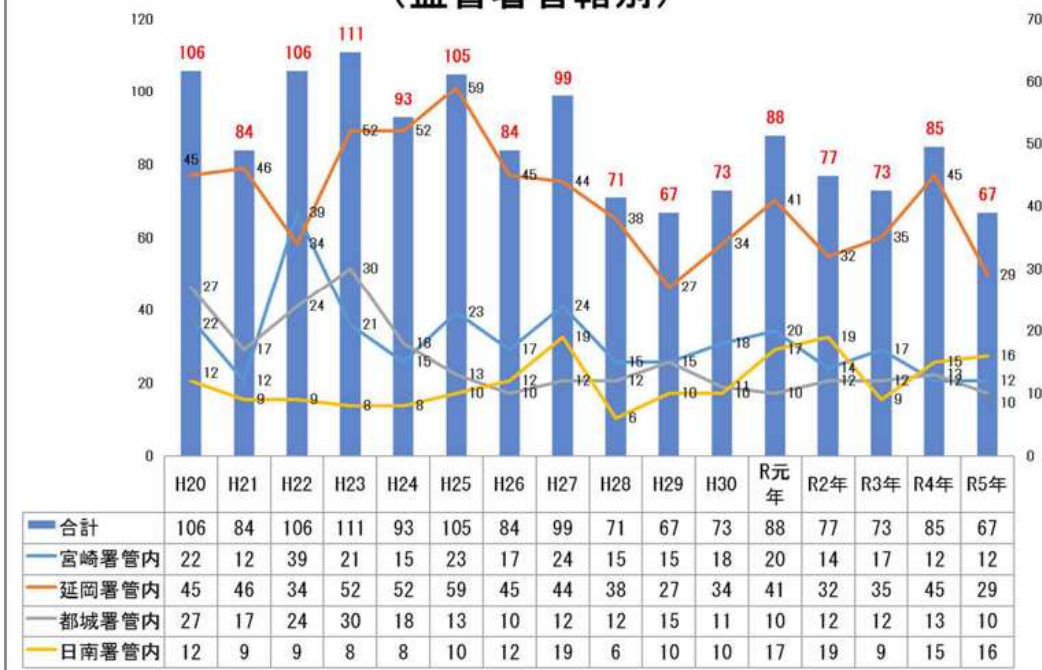
全産業および主要産業の死亡者数



平成25年以降、令和5年までに林業での死亡者は38人。

平均して年間3人以上が亡くなっている。

林業死傷災害発生件数の推移 (監督署管轄別)

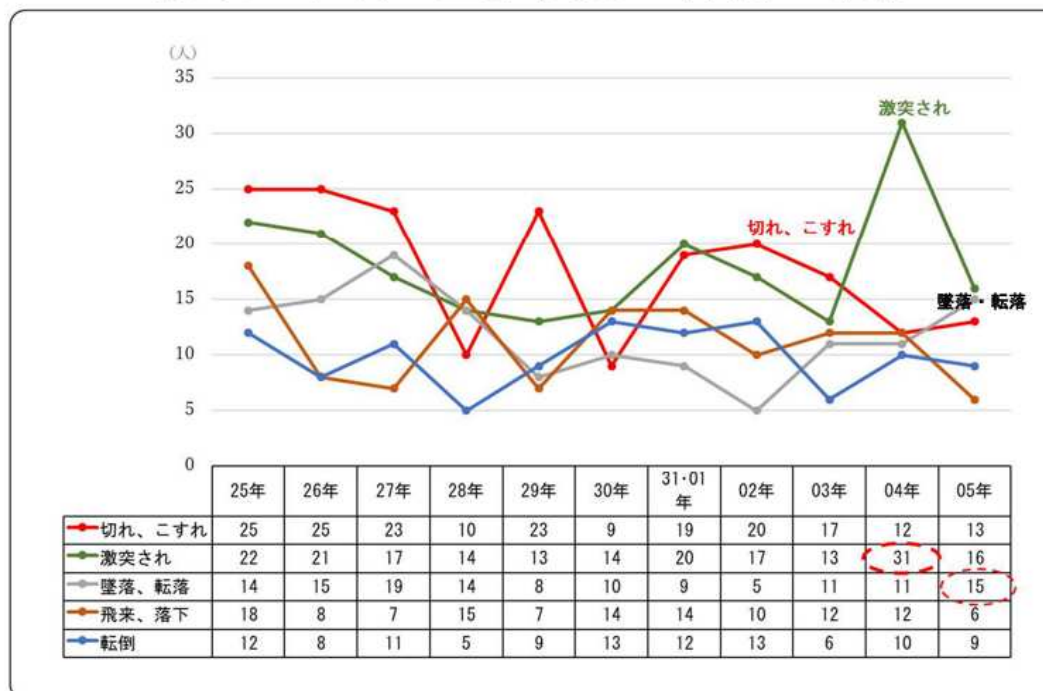


林業の死傷災害（発生場所）管轄別では、県北での発生割合が高いが、平成25年と比較すると県北地区での発生は半減している。

また宮崎地区についても、もともと災害件数は少ないが、着実に減少している。

一方、日南地区での発生が増加傾向にある。

林業「事故の型」別発生件数の推移



事故の型別では、令和4年は激突され災害が大幅に増加。

令和5年については墜落・転落が増加。切れこすれについては、保護衣の着用が義務化されてから、減少している。

林業死亡災害発生状況(県内 令和5年・令和6年)

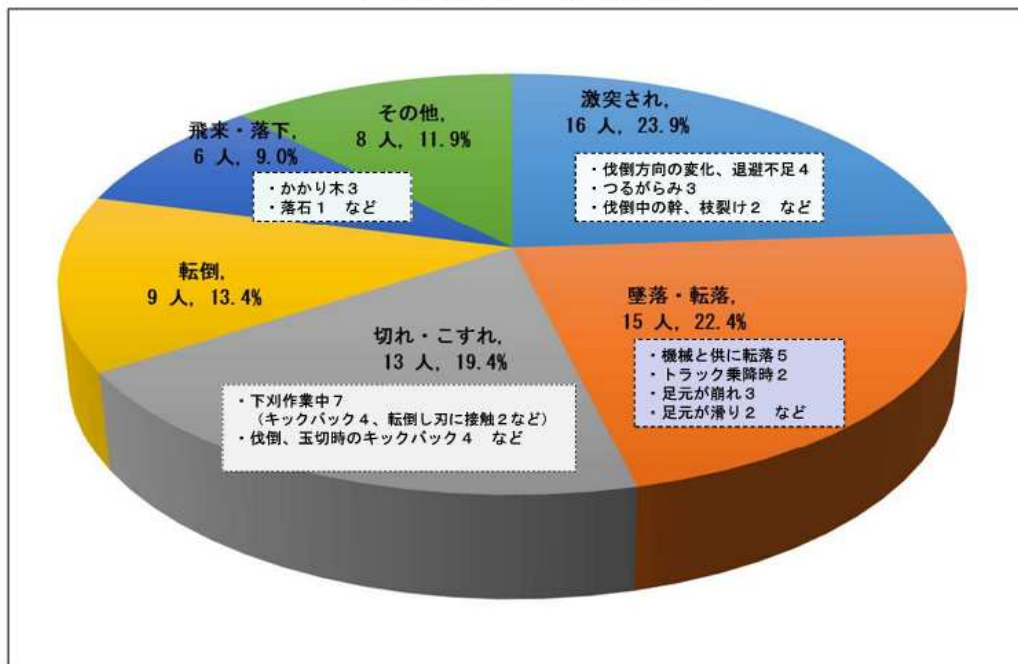
番号	災害発生年月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	5年11月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	60代	40年	チェーンソーで受口、追口を作った立木を被災者は、木材グラップル機を運転し、つかみ具で押し倒す作業を行っていたところ、 <u>木材グラップル機が路肩から転落し、その途中で被災者は、キャビンの外に投げ出された。</u>
2	5年11月	激突され	立木等	林業	男	50代	3年	斜面で立木の伐倒作業を行った被災者は、斜面上方の林地からスイングヤーダのアームを伸ばし被災者が伐倒した伐倒木を掴んで集材するオペレーターと無線で会話をした。集材後、 <u>付近の立木に引っ掛かった状態で倒れている被災者をオペレーターが発見した。</u>
3	5年12月	墜落、転落	伐木機械等	林業	男	40代	4年	同僚が横転したグラップルの近くで倒れている被災者を見つけた。災害発生前、被災者は、発見された位置から約30m離れた斜面上部でグラップルを運転し、伐倒木を集材していた。
4	6年1月	激突され	立木等	林業	男	60代	40年	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラップル機で伐倒木の集材作業を行っていた。 同僚が被災者の伐木作業が行われないことを、不審に思い、確認したところ、 <u>伐根の近くで倒れている被災者を見つけた。</u>
5	6年4月	激突され	立木等	林業	男	30代	5年	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。 同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、 <u>ひのきの下敷きになった被災者を見つけた。</u>

林業「事故の型」別死傷災害発生状況 (平成26年～令和5年)



過去10年平均では、激突され23%、切れ擦れ22%、墜落15%となっている。

林業「事故の型」別死傷災害発生状況 (令和5年 死傷災害)



令和5年の事故の型別割合では、「激突され」が23.9%となっており、伐倒方向が予定より変わったものや退避不足が原因で発生しているもの、つるがらみ、幹が裂けたものなどとなっている。

以前は、他の作業者が伐倒した材が激突して被災した災害がよくあったが、最近では、そのような災害は見かけなくなった。

「墜落・転落」では、下刈作業中の斜面からの墜落転落かと思われるが、最も多いのは、車両系木材伐出等機械運転中に機械とともに転落したものが最も多く、死亡災害のほかにも、一歩間違えれば死亡につながるような災害も発生している。

「切れ・こすれ」は、下刈作業中が最も多いが、チェーンソー使用時も発生しており、災害状況及び被災箇所から保護衣を着用していなかったと思われるものが見受けられる。

その他では、「飛来・落下」で、かかり木や落石によるものがあるが、これも一歩間違えれば死亡につながるものである。

令和5年の災害の特徴

- ・ 死亡災害3件のうち2件がグラップルの転落。
- ・ 休業災害においても車両系木材伐出機械等を運転中に路肩から転落した災害が複数発生している。
- ・ 死傷数は、平成20年以降最小の67人。
- ・ 事故の型別では、「激突され」が最も多く、伐倒方向の変化、退避不足、つるがらみなどが原因で発生している。
- ・ 「切れ・こすれ」災害では、刈払機、チェーンソー使用時のキックバックによるものが多数を占めるが、チェーンソー使用時に切創防止用保護衣を着用していなかったものも見受けられる。

災害を防ぐために

【作業班長を中心により安全な作業方法の検討をお願いします】

- ・ 木材伐出等機械を使用する現場については、作業道幅員、作業スペース、取り扱う材の大きさに応じた機械の選定をしているか？
又は使用する機械の大きさに応じた作業道、作業スペースを確保しているか？（輸送トラックも同様）
- ・ 機械の能力以上の作業を行っていないか（掴み過ぎ、積み過ぎ）？
- ・ 運転中のシートベルト着用の徹底、運転席からの視界は良好か？
（路肩の状況、機械の足元はきちんと見えるか？運転席ガラスの割れ汚れ等視界を遮るものはないか？）
- ・ 伐倒予定方向に確実に伐倒させ、退避距離を十分とっているか？
（受口、追口は適正か？つるがらみの処理、かかり木の適正処理）
- ・ チェーンソー使用時の保護衣着用の徹底（未着用は違反です）
- ・ 経験年数の短い作業員（未熟練者）への丁寧な指導。